

平成24年度 第4回
倉浜衛生施設組合議会（定例会）

日 時 : 平成25年3月24日（日） 午前10時 開議

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 24 年度
第 4 回

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

平成 25 年 3 月 24 日（日）午前 10 時開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 25 年 3 月 24 日（日）

午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 3 号 倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例
- 第 4 議案第 4 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5 号 平成 24 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第 2 号)
- 第 6 議案第 6 号 平成 25 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
- 第 7 報告第 8 号～報告第 14 号
例月現金出納検査の結果報告について
- 第 8 報告第 15 号 平成 24 年度定例事務監査の結果報告について
- 第 9 一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

出席議員 (14 名)

1 番	喜納 勝範	議員	8 番	前宮 美津子	議員
2 番	仲宗根 宏	議員	9 番	我如古 盛英	議員
3 番	新里 八十秀	議員	10 番	呉屋 等	議員
4 番	高江洲 義八	議員	11 番	桃原 功	議員
5 番	高橋 真	議員	12 番	宮城 司	議員
6 番	仲宗根 誠	議員	13 番	喜友名 朝眞	議員
7 番	普久原 朝健	議員	14 番	洲鎌 長榮	議員

欠席議員 (な し)

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	東門 美津子	総 務 課 長	新本 耕太郎
副 管 理 者	佐喜眞 淳	業務第一課長	新 垣 学
副 管 理 者	野国 昌春	業務第二課長	知念 盛政
事 務 局 長	大庭 隆志	業務第一課技幹	目取眞 守雄
次 長	町 田 均		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長	町田 洋人	主任主事	大城 和佳
---------	-------	------	-------

●普久原朝健議長 おはようございます。ただいまから平成24年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数、14人全議員出席でございます。定足数に達しておりますので、会議は有効でございます。早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

東門管理者。

●東門美津子管理者 おはようございます。平成24年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、年度末の日曜日という大切なお時間を頂き、さらに、厳しい日程をお繰り合わせ頂きまして、ご出席を賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、今定例会に上程致しております議案と致しましては、倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）、平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計予算の4件の議案を提出させて頂いております。

議案の内容につきましては、後ほど、事務局よりご説明させて頂きたいと存じますが、なにとぞ慎重なご審議を頂きまして、ご議決を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●普久原朝健議長 以上で管理者のご挨拶は終わります。本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。会議録署名議員に6番議員 仲宗根 誠議員、10番議員 呉屋 等議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議なしと認めます。

日程第2 会期の決定について議題といたします。会期については本日1日限りとしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

日程第3、議案第3号、倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号 倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例

倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成25年3月24日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 東 門 美津子

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、本組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項の規定に基づき、倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関し、必要な事項を定めるものとする。
(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者
(委任)

第3条 この条例の施行について、必要な事項は管理者が別に定める。

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

なお、倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設でございますが、熱回収施設、リサイクルセンター、最終処分場、し尿処理場への技術管理者の配置でございます。条例改正につきましては、現在行われております廃棄物の処理及び清掃に関する法律において各施設毎の認定講習を終了したものを引き続き本条例で定めた資格として配置を行う予定でございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

●普久原朝健議長 以上で当局の説明は終わります。次に質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●普久原朝健議長 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございませんか。

(『討論なし』の声あり)

●普久原朝健議長 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号、倉浜衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決いた

しました。

日程第4、議案第4号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年3月24日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 東 門 美津子

提案理由 沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、
所要の改正を行う必要があります、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例(昭和49年倉浜衛生施設組合
条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号を削り、第2項第1号イ中「9,000円」を「1万1,000円」に改め、
同項第2号を削る。

(倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成1
8年倉浜衛生施設組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額のほか、」の次に「平成25年4月1日から平成26年3月31
日までの間にあっては」を加え、「額」を「額(給与条例附則第2項に規定する特定職
員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額。以下この項において「差額相当
額」という。)の2分の1に相当する額(当該額が2,500円を超える場合は2,500円)を
減じた額、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額が1
万円を超える場合に限りその超える額、同年4月1日から平成28年3月31日までの
間にあっては差額相当額が1万5,000円を超える場合に限りその超える額」に改める。

第3条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成2
1年倉浜衛生施設組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当該下回る期間、」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日
までの間にあっては」に、「額」を「額。以下この項において「差額相当額」とい
う。)の2分の1に相当する額(当該額が2,500円を超える場合は2,500円)を減じた額、
同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額が1万円を超
える場合に限りその超える額、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあ
っては差額相当額が1万5,000円を超える場合に限りその超える額」に改める。

(倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59
年倉浜衛生施設組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

次のページをお願いします。

第5条中「又はその所有に係る住宅若しくはこれに準ずる住宅に居住している職員」を削る。

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

なお、改正内容につきましては、第1条におきまして自宅にかかる住居手当の廃止又賃貸住宅にかかる住居手当の上限額の改正、又第2条及び第3条関係と致しましては平成18年の給与構造改革にかかる給料月額経過措置及び平成21年の職務の給料の切り替えにかかる給料月額の保障並びに平成25年から平成27年度までの3年間で段階的に廃止すること。並びに第4条につきましては、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例中自宅にかかる住居手当の廃止を行うものでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

●普久原朝健議長 以上で当局の説明を終わります。次に質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●普久原朝健議長 質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論はございませんか。

(『討論なし』の声あり)

●普久原朝健議長 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第5号、平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算第2号について議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号 平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年3月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 東 門 美津子

次のページをお願いいたします。

平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,698千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,846,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成25年3月24日提出、倉浜衛生施設組合管理者 東門 美津子

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。補正のある項目について読み上げて説明に代えさせていただきます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、補正前の額9,289万2,000円、補正額1,159万9,000円、補正後の額1億449万1,000円。4款財産収入、1項財産運用収入、補正前の額676万5,000円、補正額マイナス151万9,000円、補正後の額524万6,000円。5款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額1億8,140万円、補正額マイナス1億6,637万4,000円、補正後の額1,502万6,000円。次に7款諸収入、2項預金利子、補正前の額16万4,000円、補正額38万8,000円、補正後の額55万2,000円。次に同じく3項雑入、補正前の額2億2,340万9,000円、補正額2,520万8,000円、補正後の額2億4,861万7,000円。7款諸収入の合計でございます。補正前の額2億2,357万3,000円、補正額2,559万6,000円、補正後の額2億4,916万9,000円。歳入合計、補正前の額19億7,671万円、補正額マイナス1億3,069万8,000円、補正後の額18億4,601万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。同じく補正のある項目について読み上げて説明に代えさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、補正前の額569万3,000円、補正額マイナス35万円、補正後の額534万3,000円。2款総務費、1項総務管理費、補正前の額2億4,694万8,000円、補正額マイナス909万8,000円、補正後の額2億3,785万円。同じく2項監査委員費、補正前の額93万4,000円、補正額マイナス4万3,000円、補正後の額89万1,000円。次に2款総務費の合計でございます。補正前の額2億4,788万2,000円、補正額マイナス914万1,000円、補正後の額2億3,874万1,000円。次に3款衛生費、1項清掃費、補正前の額13億5,410万7,000円、補正額マイナス1億2,120万7,000円、補正後の額12億3,290万円。歳出合計でございます。補正前の額19億7,671万円、補正額マイナス1億3,069万8,000円、補正後の額18億4,601万2,000円でございます。

続きまして、第2表債務負担行為補正、追加でございます。事項、財務会計・人事給与システム借上料、期間、平成24年度から平成29年度まで、限度額、1,049万5,000円。

予算書につきましては、以上でございます。次に歳入歳出の主な内容について予算書の次のページでございます平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)に関する説明書によりご説明申し上げます。

はじめに説明書の3ページをお願いします。歳入の2款1項1目1節ごみ処理手数料の説明欄1の可燃ごみ手数料の1,172万6,000円の増でございますが、これにつきましては、当初の可燃ごみ処理見込み量2万2,572トンに対しまして、年度末見込みが2万5,503トンと2,931トンの増としての計上でございます。なお、初期単価につきましては、キロ当たり4円と変動はございません。

次のページをお願いいたします。5款1項1目財政調整基金繰入金の1億6,637万4,000円の減額でございますが、これにつきましては、3款衛生費を中心にした歳出の減、また、歳入の諸収入の増に伴い財政調整基金繰入金の減額をするものでございます。なお、繰入金の補正後の平成24年度末財政調整基金残高は6億4,841万7,000円を予定しております。

次に7ページをお願いします。7款3項1目の雑入の説明欄7の、売電料1,611万2,000円につきましては、当初予定しておりました、1キロワットアワー当たりの売却単価が8.76円を8.91円と増加したこと並びに当初の余剰電力見込みに対し、今年度は安定した運転が行われていることから162万8,700キロワットアワーの売却電力量の増加を見込んでの計上でございます。次に同ページの7款3項2目ごみ処理施設受託事業収入、説明欄1の東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料324万4,000円につきましては、本年度搬入予定量2,538トンとして見込み増額分を計上するものでございます。

次に9ページをお願いします。歳出の2款1項1目総務費の一般管理費につきましては、909万8,000円の減となっておりますが、減額につきましては、13節委託料の997万4,000円の減が最も大きな要因でございます。

次に11ページをお願いいたします。3款1項1目衛生費の塵芥処理場費（熱回収施設）につきましては、9,869万2,000円の減となっております。金額の主な内容につきましては、2節給料304万円の減、3節職員手当等の314万円の減、4節共済費の120万6,000円の減でございますが、これにつきましては、今年度採用枠として計上しておりました第2種電気主任技術者の6ヶ月分、並びに12月末退職者1名による同職員関連経費の減額が要因でございます。経費の減額でございます。

次に11節需用費の8,803万3,000円の減でございます。熱回収施設の需用費につきましては、消耗品費、燃料費、光熱水費とともに安定した運転が行われたことにより、液化酸素や灯油等の使用を軽減できたものであり、修繕費につきましても、稼働から3年目を迎え、修繕費が必要と思われる設備の費用を計上してまいりましたが、実際には予定の修繕範囲よりも少なく執行出来たことによるものでございます。

次に12ページの3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）につきましては、1,223万2,000円の減となっております。減額の主な要因といたしまして、2節給料の121万9,000円の減、3節職員手当等の323万9,000円の減、4節共済費の85万3,000円の減と職員給与関連経費の減額でございますが、これにつきましては、熱回収施設と同じく12月末退職者1名によるものが同職員給与関連経費の減額の方でございます。

次11節需用費の説明欄1の消耗品費121万2,000円の減でございますが、これにつきましては、リサイクルセンター設備の定期点検の結果、油類の劣化やフィルターなどの汚れが少なく、油脂類の購入が不要となったためでございます。

次に13節委託料296万5,000円の減につきましては、表記委託契約の契約差額分の減額計上でございます。

次に13ページをお願いいたします。3款1項3目最終処分場費につきましては、767万6,000円減でございます。減額の主な要因としましては、11節需用費の説明欄1の消耗品費324万1,000円の減でございます。これにつきましては薬品類の契約単価及び浸出水の水質安定に伴う薬品使用料の減によるものでございます。

次に13節委託料63万5,000円の減、並びに15節工事請負費の219万5,000円の減でございますが、これにつきましては、表記委託業務の減額差額分及び工事費の入札差額の減額計上でございます。

次に同ページの3款1項4目し尿処理場費につきましては、260万7,000円の減でございます。減額の主な内容としましては、11節需用費の説明欄1の消耗品費110万3,000円減

でございますが、これは汚水処理用薬品の減で、契約単価及び使用量の減によるものでございます。

次に14ページの13節委託料37万5,000円の減並びに15節の工事請負費52万5,000円の減につきましては、表記委託業務の契約差額分及び工事費の入札差額の減額計上でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●普久原朝健議長 以上で当局の説明は終わります。次に質疑に入ります。質疑はございませんか。

休憩いたします。（午前10時29分）

再開いたします。（午前10時32分）

高橋 真議員。

●高橋 真議員 同議案について質疑をさせていただきたいと思っております。少し絞り込みまして2点ほど質疑をさせていただきたいと思っております。説明書の歳入の部分でございますが、7ページ7款3項2目1節ごみ処理施設受託事業収入366万3,000円の補正増についてであります。説明1から説明3ありますが、先ほどこの今回本員が質疑をさせていただく一番大きな理由は、当初の見込み予算立てをした時にこの補正増というのは想定出来ていたものなのかという視点でお尋ねしたいと思っております。つまり、当初年度協定を受けてごみの搬入を受けるわけですけれども、この東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料が今回324万4,000円補正増をされておりますが、当初から想定されていたものか教えてください。すみません。後1点は、今度歳出の部分であります。11ページこれは3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の11節需用費今回8,803万3,000円の補正減となっております。この補正減について、先ほど事務局長のほうからいわゆる新炉が稼働して3年目を迎えて安定した運転管理が出来た成果であると、おかげで費用分が節約できたというふうにご説明があったかと思うんですけど、確か去年の同時期の最終補正では、約1億3,000万円辺りで補正減をしております。これはいわゆる当組合としてこの補正減というのはいわゆる想定していた補正減なのか教えていただきたいと思います。つまり計画行政の中には、毎年1億円余りの補正減をするということは、本員は諸手を挙げて良かったと経費節減出来て良かったねとはなかなか喜びづらいですよ。その部分について教えてください。

●普久原朝健議長 大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 7ページの7款3項2目受託事業収入の1節のごみ処理施設受託事業収入の366万3,000円の増でございます。現在説明の中に当初からの東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料並びに糸豊組合焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額、同じく島尻清掃焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額として同額計上されておりますけれども、質疑の内容では当初きちっとした見込みではないのかと承っておりますけれども、まず東部清掃焼却残渣等の埋立処分受託料につきましては、ご存じの通り行政間支援として私どもで埋立処分が行われているところでございます。当然、搬入計画量といたしましては、当初の見込みがございましたけれども、歳入でございますので、それ相当の見積もりを持って計上してございます。今回は最終補正ではございますが、これまでの搬入量に対して満額を見込んでいたわけではございませんので、あくまで見積もりということでの推移でございます。また、2及び3の糸豊焼却残渣及び島尻清掃焼却残渣につきましては、いわゆる預り分に対しまして、両組合の搬出の状況を踏まえてこの予算を計上していると

ころでございます。やはり、当初の見込みといたしましても、これらきちんと計画通り搬出執行されているかどうかを確認しながら補正の金額を計上申し上げているところであり
ます。

続きまして11ページ3款1項1目11節需用費8,803万3,000円の減でございますが、私先ほど今年度につきましても、やはり安定した運転に伴いまして、消耗品費あるいは燃料費、需用費関係である光熱水費の軽減が出来たということで表現いたしました。ご指摘の通り昨年度もやはり同じような形で需用費の減額が出てきております。この当初の運転計画は、どうであったかというご指摘だと思いますけれども、やはり、不意の立ち下げと申しますか、いわゆる炉を緊急に止めないといけない状況中におきましては、やはりその需用費が足りませんということが叶いませんので、それでは予算が執行することが対応が出来なくなってしまいますので、ある程度当初予算の部分につきましては、このようなトラブルも想定した上で計上してございます。それによって安定した運転が行われているような少なくともこの部分につきましては、不用になるということで今期計上させていただいているところでございます。以上でございます。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 再質疑しますけれども、この11ページからいきましょうね。3款1項1目塵芥処理場の11節の需用費の部分で不測の事態に備えるとある一定の見込額を計上されたという内容のご説明であったと思うわけですが、その不測の事態というのは1億円以上もするんですか。本員はこの規模が少し理解できてない部分があるので、1億円もそういう増減が出て来るものなのか。少し詳しくご説明をいただきたいと思います。そしてですね、本員がこの質疑をしているのは、当組合はこのガス化溶融炉という本当に全国でも最新式の炉を運転管理をしているわけですね。その非常に最新式であるが故に高い技術が求められているだろうなというふうに推察されますけど、そうした例えばこういった最新式の炉を運転管理するに当たってこういう燃料費の部分であるとかまた光熱水費の部分であるとか特に本員が懸念しているのはこの修繕費に関わってくると思うんですが、部品の部分なんですよね。どのタイミングで交換をするとか。買い置きをするとか。どのタイミングでこれは消耗しているから予防保全的にやっていかないといけないという部分に関してまだ心配があるんです。この事業事態、今現在業者に委託をされているということでありまして、本組合としてしっかりとこういう業者任せにするのではなくて、しっかりとそういう細かな数値とか技術的なものまで見て、やはりこういう想定内にとどめて行く予算組を当初からされていたのかなというここに大きな懸念があるわけですね。これは逆説的に言いますと、じゃあ不測の事態があつて事故が起きたときに余分にまた1億円以上もかかることがあるというふうにも受け止めてしまう、本員は。ですからしっかりとした予算組をするときに事業計画とかも立てて提出されていると思うんですが、当組合として手堅い検証をされた上であくまでもこの補正減は想定の中なんだとしっかりとそう言えるものなのか。再度確認させてください。そして戻ります。7ページ7款3項2目1節ごみ処理施設受託事業収入でございます。これは説明欄の1東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料で324万4,000円の部分でありまして、これは事務局長の説明は、この搬入量という部分はいわゆる年度初めにおいて、計画的な部分等は出しているんだとその東部清掃さんともしっかりとそういう話し合いを持った中で当組合の最終処分場に持ち込む量とい

うのはある程度見込みがある中で、これは搬入量が増えたと理解してよろしいでしょうか。当初の見込みより搬入量が増加して計画以上に焼却残渣等が持ち込まれた結果なのか再度確認させていただきます。

●普久原朝健議長 大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 高橋議員からの2回目のご質疑で11ページの3款1項1目の需用費でございますが、不意な事態ということでの想定予算組というのがそんなに高価なことかというご質疑だと思います。あるいは事故等に伴うものがそれだけ高額なものかどうかあるいは頻度のご質疑だったと思いますが、まず不意な事態というのは先程来ご説明申し上げますように単純な故障とかあるいは事故ということではなくて、あくまで通常運転の範囲内であって例えば、ごみの投入の焼却炉にごみが投入する際にそこにごみが留まってしまいましてうまく炉に落ちないとかいうトラブルが想定されます。そのような焼却そのものについて温度を維持していくために基本的には灯油をそのような現状にかかってしまいます。ですから通常運転の範囲以内でこういうふうな新たなトラブルという表現が正しいかどうかは難しいところではあるんですけども、基本的には通常運転の範囲内でそういった形で排ガス等をきちんと管理していくためにも燃料費が増えるということが想定されます。しかし、これらにつきましては、通常範囲内で当然この途中で無駄な燃料を使うこともございませんので、そういった形で安定した運転が行われるということで表現してございます。

次に7ページの東部清掃焼却埋立処分受託料の324万4,000円についてでございます。これにつきましては、当初ご指摘のとおり東部清掃施設組合から当初どれぐらいということでは当然計画書というのがございます。先ほど私が申し上げましたのは当初予算を組む範囲内でその何パーセントということではやはり我々のほうが組んでございます。これについては、当初予算を予定として100パーセントを組むのではなく確か95パーセントを見込んでいた予算だと考えておりますので、その分でございます。よろしく願いいたします。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ごみ処理施設受託事業収入については分かりました。そういう当初の見込みでしっかりと弾力的に対応出来るんでしょうね。そういうふうに理解したいと思いません。11ページ歳出3款1項1目11節需用費8,803万3,000円の補正減は灯油等使用量の減と言っておりますが、局長、灯油の話ではないんですよ。本員が尋ねているのは、当組合として手堅い検証はしているかと聞いています。予算組をする時に每期每期こういう1億円余りの補正減そしてもしかしたら今後、不意な何か起きたときには1億円以上の補正増が想定されると理解されてしまうんですね。ということはこれだけの金額の大きな増減が見込み計画行政の中で計画が立てられないんだというふうに本員は理解してしまいます。それだけ難しいことでしょうかね。その部分で本員は本当にこの部分というのはしっかりと業者任せではなく、当組合もしっかり間に入って技術的な面、業務的な面も含めて手堅い検証が行われて予算立てているものなのか。その結果の補正減だと理解してよろしいものですか。ということが本員の質問の問いです。もう一度お答え願います。

●普久原朝健議長 業務第一課長。

●新垣 学業務第一課長 高橋議員のご質問にお答えいたします。需用費の8,800万円の減額についてしっかりと検証されたかという事につきましては、まず、熱回収施設は最新

型の工場で第一義的な目的はまず、去年、一昨年、2年前、3年前、4年前というごみを出す業務データとして、そのごみ1トンあたりに対して燃料費がいくら、発電代がいくらとかそして修繕代がいくらとか細かく積算してまいります。当初はまだ立ち上げて1年目、2年目、3年目の場合は、瑕疵担保期間は業者から建設、入札時点で当焼却炉は1トン当たり光熱代これぐらい使います。燃料このぐらい使いますということで設計単価というものがございます。ですから当初年度はこの設計単価に基づいて予算を組んでまいります。結構、安全等に関係しますので予算がふくらむことがあります。しかし2年目からは、負荷をかけて大体どの程度使うと目安が出てきます。1年目の初期等のトラブル立ちあげ等があまり予算的には参考にはなりませんけど、2年を超えた頃にはそろそろこの修繕費もどれぐらいの費用がいるだろうとかあるいは炉の中の1番高価な耐火材が千数百度の温度に耐えることがわかるのがこれが2年目です。この2年目の経験を踏まえて次は2年目大丈夫だからといって3年目になると損傷が広がるだろうと、通常は考えられます。負荷がかかり、次第に損傷の範囲が広がります。それに基づいて3年目の予算を立てる。しかし、これはあくまでも1年目、2年目を業務でいうと技術のスタッフが積み上げてまいります。本当に1キロ単位で積み上げます。そこを持って年間7万トンのごみ処理をするのであれば燃料等使用量も我々で決めます。全てはそういったデータベースを持って原単価を出してごみ処理量ではこれぐらいになる、修繕費はこれぐらいになるというふうに各々わけてまいります。ですからようやく3年目を終えたところです。これから4年目を迎えて、4年目はまた予算は当然4年目に対して積算がございます。それが後ほど25年度予算としての審議をしてもらいますけど、これは積み上げてきたものですので、当然、多くもなく少なくもないと我々は考えております。その結果として減額となったということでございます。以上です。

●高橋 真議員 わかりました。以上です。

●普久原朝健議長 以上で高橋議員の質疑を終わります。ほかに質疑はございませんか。仲宗根議員。

●仲宗根 弘議員 少しだけ確認させていただきたいんですけども、7ページ7款雑入の説明の15 溶融スラグ売却料4,000円ですがどれぐらいの量ですか。どれぐらいのこれまで溶融スラグ量が当初は夢のような話を聞いていましたが、売却量4,000円というのは何トンぐらいなのか、そういう焼却場造るとそういうのをボンボン使って各市町村の道路の路盤材にも使えるというような話を聞いたこともあると記憶もしているものですから。どれぐらいですか。時間がかかりそうであれば取り下げます。

●普久原朝健議長 ただいまの仲宗根議員の質疑は取り下げいたします。ほかに質疑はございませんか。答弁が大丈夫のようです。町田次長答弁をお願いいたします。質疑は取り下げます。取り下げは有効ですの取り下げをいたします。ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●普久原朝健議長 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございませんか。

(『討論なし』の声あり)

●普久原朝健議長 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号、平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算第2号は、原案のとおり

り可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第6号、平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号 平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年3月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 東門 美津子

次のページをお願いします。

平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

平成25年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,470,032千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月24日、提出 倉浜衛生施設組合管理者 東門 美津子。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、金額17億220万1,000円、2款使用料及び手数料、1項手数料、金額1億528万円、4款財産収入、1項財産運用収入、金額341万6,000円、5款繰入金、1項基金繰入金、金額4億1,250万6,000円、6款繰越金、1項繰越金、金額1,000円、費目存置でございます。7款諸収入、2項預金利子、金額20万9,000円、同じく3項雑入2億4,641万9,000円、7款合計2億4,662万8,000円。次に歳入合計24億7,003万2,000円でございます。次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、金額391万8,000円、2款総務費、1項総務管理費、金額4億9,837万5,000円、同じく2項監査委員費62万9,000円。2款総務費合計4億9,900万4,000円、次に3款衛生費、1項清掃費、金額13億4,402万9,000円、4款公債費、1項公債費、金額6億808万1,000円、次に5款予備費、1項予備費、金額1,500万円、歳出合計24億7,003万2,

000円でございます。

次に第2表債務負担行為、事項、ごみ処理施設解体工事施工監理業務委託（第3工場）、期間、平成25年度から平成26年度まで、限度額、1,984万5,000円。次にごみ処理施設解体工事（第3工場）、期間、平成25年度から平成26年度まで、限度額、4億302万4,000円でございます。以上で予算書の説明を終わります。

次に平成25年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算に関する説明書の3ページのほうから主な内容について、ご説明申し上げます。

まず1款1項1目1節ごみ処理運営負担金並びに2節し尿処理運営負担金につきましては、対前年度比較でごみ処理運営負担金が3億50万5,000円の増。し尿処理運営負担金が1,289万円の減となっております。なお、ごみ処理運営負担金の増額につきましては、平成25年度の公債費の増額に伴うものでございまして、特に沖縄市ごみ処理負担金につきましては、公債費の交付税算入負担分の増によるものでございます。

次に4ページをお願いします。2款1項1目一般廃棄物処理手数料は許可業者がごみ及びし尿等を搬入する際に組合に納める手数料で、対前年度比較で1,238万8,000円の増となっております。これにつきましては、1節可燃ごみ処理手数料及び不燃ごみ処理手数料の一キロあたり4円と変動はございませんが、当初予算におきましては、可燃ごみ搬入見込み量を2万5,974トンの99パーセントとして見込んで計上してございます。

次に6ページをお願いします。5款1項1目財政調整基金繰入金4億650万5,000円につきましては、財政調整基金条例第6条第4号に基づきまして、予算繰入後の基金残高見込みが2億4,198万2,000円を予定しております。同じく5款1項3目1節最終処分場整備等基金繰入金600万円でございますが、これは池原自治会及び登川自治会の年度協力金に充当するものでございます。なお、基金繰入後の残高見込みでございますが、5億7,304万5,000円を予定しております。

次に9ページの7款3項1目1節雑入の説明欄6の売電料につきましては、熱回収施設における余剰電力の売却料でございますが、売電料につきましては、対前年度当初費5,166万5,000円の増となっております。売電料につきましては、新年度の売電年間総量を昨年当初費で193万6,738キロワットアワーの増として見込んでおります。また、売電単価につきましても、1キロワットアワー当たり11.89円と、対前年度当初費3.13円の増としての計上でございます。なお、売電単価につきましては、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けることによりまして、売電単価の大幅アップを見込んでいるものでございます。

次に同ページの7款3項2目1節ごみ処理施設受託事業収入の東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料4,272万1,000円は、東部清掃施設組合からの焼却残渣の受け入れにかかる受託料でございます。

次に同説明欄の糸豊組合焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額437万3,000円また、島尻清掃焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額60万7,000円につきましては、両組合から一時的に保管した焼却残渣等を搬出完了するまでの年度経費相当分としての計上でございます。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。11ページをお願いします。2款1項1目総務費の一般管理費につきましては、前年度当初比2億7,177万8,000円の増でござ

います。増の要因につきましては、12ページの13節委託料、説明欄17のごみ処理施設解体工事施工監理業務委託（第2工場）及び13ページの15節工事請負費の1のごみ処理施設解体工事（第2工場）が最も大きな要因でございます。なお、第3工場につきましては、平成26年度事業といたしまして、ごみ処理施設解体工事施工監理業務委託並びにごみ処理施設解体工事費を債務負担行為として計上してございます。

次に15ページをお願いします。3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）につきましては、対前年度比較で3,563万2,000円の増となっております。増額となっております主な要因は同11節需用費の修繕費2億6,799万4,000円でございますが、同修繕費対前年度比で6,320万8,000円の増となっております。これにつきましては、熱回収施設の瑕疵担保期間切れに伴う修繕整備範囲の増加や数年に一度の割合で実施されます定期自主検査に伴う修繕整備の実施年度に当たるためでございます。

次に16ページをお願いいたします。13節委託料につきましては、前年度当初費3,728万1,000円の増となっております。増額の主なものといたしまして、1の電気設備保守点検業務委託が対前年度当初比2,092万3,000円の増となっております。これは瑕疵担保期間の終了によりまして、平成25年度より受変電設備を始め電気関連設備を倉浜において直接保守点検を行うためでございます。次に3の熱回収施設運転業務委託につきましては、平成25年度から3年間の契約で契約総額を5億3,487万円、単年度で1億7,829万円となっております。対前年度当初予算比較におきましては、2,205万円の増となっております。増加した主な要因でございますが、これまで倉浜衛生施設組合職員によって行われておりました熱回収施設プラットホーム監視等業務を熱回収施設運転業務委託に含めたことによるものでございます。

次に13のごみピット火災監視放水システム保守点検業務委託につきましては、平成25年度新規の委託業務となります。これにつきましては、瑕疵担保の期間の終了に伴いまして、倉浜において保守点検を行う必要があるためでございます。次に14の電気計装設備保守点検業務委託につきましても、平成25年度新規の委託業務でございます。これにつきましても、瑕疵担保期間の終了に伴い、熱回収施設から排出されます排ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物等の成分分析計など、排ガスによる生活環境保全のために設置されております電気計装設備の保守点検を行うものでございます。

次に17ページの3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）につきましては、対前年度当初比2,565万5,000円の減となっております。対前年度当初比減額となっております主な要因は、リサイクルセンター職員1名の退職並びに平成24年度中の人事異動による2節給料で712万6,000円、3節職員手当等で1,913万8,000円、4節共済費で347万4,000円とそれぞれ減となっております。一方リサイクルセンターにおける増額の要因でございますが、18ページの13節委託料5の使用済蛍光灯等処理処分業務委託で対前年度当初比364万4,000円の増となっております。これにつきましては、平成24年度まで同蛍光灯等有害物の処理につきましては、本土業者による処理受託を考慮に入れまして業務委託料とは別に12節の役務費において同蛍光灯等収集運搬費を計上しておりました。しかしながら、今後は県内業者において処理が可能ということにより、処分処理費用並びに運搬費用についても、一本化を行い県内業者のみで執行する予定となります。

次に18ページ3款1項3目最終処分場費につきましては、対前年度当初比31万7,000

円の減となっております。最終処分場費につきましては、全体的に減額となっておりますが、増加している科目もございます。増加している要因につきましては、19ページの3節職員手当等の退職手当組合特別負担金の518万1,000円の増であり、これにつきましては、退職予定者1名分としての計上でございます。なお、減額の要因につきましては、19ページの13節委託料の241万3,000円の減額が最も大きな要因でございます。

次に20ページ3款1項4目し尿処理場費につきましては、対前年度当初比1,986万8,000円の減となっております。減額の主な要因につきましては、13節委託料におきまして、隔年または5年に1度の割合で実施されます整備点検業務委託の減によりまして、対前年度比1,155万2,000円の減額となっております。

次に22ページの4款1項公債費でございます。平成25年度の元金及び利子を含めた償還予定額が6億808万1,000円で対前年度比2億5,405万3,000円の増となっております。平成25年度の償還額の増加につきましては、平成21年11月25日及び平成22年4月26日の新工場建設に係る借入分の元金償還開始に伴うものが最も大きな要因でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

●普久原朝健議長 それでは10分程度休憩いたします。休憩した後質疑に入りたいと思います。

休憩いたします。（午前11時16分）

再開いたします。（午前11時32分）

以上で当局の説明は終わります。次に質疑に入ります。質疑はございませんか。

高橋 真議員。

●高橋 真議員 同議案について質疑をさせていただきます。簡潔にやりたいと思いますので3点ほど簡潔に質疑をさせていただきたいと思います。まず1点目でありますけど、平成25年度の予算について歳出の項目についてお尋ねしたいと思います。歳出の項目の中に地元還元施設を造る取り組みのある事業を本員は探せなかったんですね、例えば検討委員会とかの報償金とか費用弁償とか部分とかもどこかに載っていると思いますが、本員はちょっと探せなかったんですね。この歳出の中に項目で地元還元施設を造るという事業はどこに計上されているのか教えていただきたいと思います。2点目であります。16ページこれも歳出の部分でありますけど、3款1項1目塵芥処理場（熱回収施設）13節委託料2億6,089万3,000円の部分の説明欄3熱回収施設運転業務委託ということで平成25年度の熱回収施設の運転業務委託をなされるということではありますが、確か本員の記憶では運転管理業務の委託期間が3年であったと伺っております。この3年というのは新炉が運転し始めてから今年の今月末までが3年ということで平成25年度からは新たな新年度がスタートするということではありますが、この熱回収施設運転業務委託の部分は新たな業者の選定方法、入札を行ったと思うんですね。例えばこれは37ページにも債務負担行為の調書が記されておまして、上から4番目に平成24年度熱回収施設運転業務委託ということで5億8,000万円余りが計上されております。となりますと新たにこの委託業務をやるにあたってどのような形で方法、入札が行われたのか教えていただきたいと思います。そして決まった業者も教えていただきたいと思います。落札された方ですね。最後ごめんなさい戻ります。これも歳出の項目13ページ2款1項1目の15節工事請負費2億8,490万9,000円、説明欄の1ごみ処理施設解体工事（第2工場）というふうにありますけど、本

員が非常にこの事業について旧炉の解体の具体的な工事ということでありまして、いただきました議案説明資料21ページここに平成23年度第1回運営委員会承認事業費ということで第2工場の解体工事の部分が6,500万円も変更になっているわけですね。読んでみると第3工場の6,500万円も変更になっているということで後ろに工期があると後ろのページに具体的な工期スケジュールが載っておりますよね、ほぼなぜこのような形でごみ処理基本計画業務の中に組み込まれて、解体工事費用が出ていたにも関わらずこの減額が出ているのか。この経緯について教えてください。以上3点です。

●普久原朝健議長 答弁を求めます。大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 まず高橋議員からのご質疑の1点目でございます。同議案平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計予算の中に地元還元施設に関連する予算があるかというご質疑でございますが、直接経費としては計上をしてございません。この還元施設検討委員会につきましては、今年度3回開催されておまして、引き続きこの検討委員会を開催してまいりまして、具体的な施設内容等について3案ほど計上した後に議会もしくは住民説明会という計画で現在進んでおまして、直接経費としての計上は今現在ございません。

次に3款1項1目の16ページの13節委託料の3熱回収施設運転業務委託についてでございますが、ご質疑のありましたとおり、本年度入札が行われまして、平成25年度から向こう3年間の委託の契約締結してございます。まず、結果から申し上げますと、現行運転受託業者でございます。荏原環境プラントのほうで受託いただいております。なお、入札の経過でございますけれども、県内業者を含め入札につきましては、2社ということで入札執行されてございます。その結果といたしまして、荏原環境プラントの落札ということでの結果でございます。

続きまして13ページ2款1項1目の15節工事請負費の2億8,490万9,000円ごみ処理施設解体工事の工事費の関係でございます。お配りしてございます運営委員会における承認事業費として変更されているのはなぜか。あるいは当初予定されていた金額にかかるとご質疑だと思いますが、これにつきましては、この議案説明資料の21ページの資料の説明をさせていただきますと、まず21ページの第1回運営委員会承認事業費といたしまして、表記されております金額につきましては、当初私どもが予定しておりました概算の費用としてこの費用を計上してございました。しかしながら今回、今年度平成24年度につきまして、この設計につきまして、具体的にコンサルタント調整しておまして予算計上の時期までに確定した金額によりまして、これを運営委員会のほうに変更事業費としてご承認いただいたという経過がございます。よって現年度予算分と債務負担行為に係る事業費についての差額が1億4,345万7,000円の減額となっている次第でございます。あくまでもこれにつきましては、概算としての私どもの数値でございます。予算額としましては、今期計上されております金額として議会のほうに報告することとなります。以上でございます。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 まず地元還元施設の建設の予算の部分についてであります。東門管理者。この新炉建設と地元還元施設の建設は、確か建設の当初からセットであったと本員は認識しております。この部分に関しては詳しく一般質問でやりますが、この予算を見てみると、そういう地元還元施設の取り組みという部分がまだ少し弱い部分があるのではないかと

うふうに本員は受け止めてしまっているんですね、ですからしっかりとしたりやはりこの部分は進めていくという思いをしっかりと持っていただくということを一般質問でお伺いしますので、要望したいと思います。そして、熱回収の業者選定は良く分かりました。県内業者しっかりと参加した入札による結果ということで受け止めたいと思います。13ページ2款1項の1目ですか、15節工事請負費ごみ処理施設解体工事（第2工場）の部分についてであります。ほぼ今お話を伺っているとこの工事単価の部分も含めて手堅い検証をされた結果、こういう形で予算を計上されているというふうに本員は理解しますが、逆にこの工事に関してなんですけど、今回予算計上された今期で持って平成25年度で持って第2工場解体工事が具体的に行われているということですが、この旧炉の解体工事というのは、確か本員はこの中身は猛毒のダイオキシンでかなりの内包されているというようなお話を伺ったことがあります。そういったものを安全に除去して、そして安全に工事を施工していくためには、これはそういう技術面というのは県内業者にはいると、もしくは県内業者優先に勿論、構成市町が入ってくると思いますけど、この際優先されるべきものは、ダイオキシンの処理とかそういった部分をしっかりとやっていただける業者にしっかりと発注をしていくということで理解してよろしいのか最後確認させてください。

●普久原朝健議長 答弁を求めます。

休憩いたします。（午前11時44分）

再開いたします。（午前11時45分）

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 13ページ2款1項1目の15節工事請負費ごみ処理施設解体工事（第2工場）の工事費の中で工事の仕様関係だと考えます。まず、ご質疑にございます有害物質に対する対策及び想定費用がきちんと含まれているか。それからその受託業者によってきちんと対応出来るかというご質疑でございますが、現在想定されておりますダイオキシン類という重金属あるいは電気設備の変圧器等に含まれるPCBなどの対策が想定されております。これらにつきましては、解体事業の仕様の中にその対策費用としてきちんと振り込んだ上で対策をいただく予定でございます。尚かつ、その受託される業者でございますが、無論でございますが、県内業者においてそれが対応出来るかということについてきちんと検証されてございます。以上でございます。

●普久原朝健議長 以上で高橋議員の質疑を終わります。ほかに質疑はございませんか。

（『質疑なし』の声あり）

●普久原朝健議長 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論はございませんか。

（『討論なし』の声あり）

●普久原朝健議長 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号、平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計予算は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次、日程第7、報告第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第1

4号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第8、報告第15号、平成24年度定例事務監査の結果報告についてを議題といたします。

本件につきましても、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第9に移ります。一般質問を行います。

お手元に配布しております一般質問通告書について、3月19日の通告締めきりまでに、3人の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。質問制限時間は、20分以内でお願いします。

それでは、一般質問提出順によりまして一般質問を行いたいと思います。

1番目に5番議員高橋 真議員。

それでは、5番議員高橋 真議員からお願いいたします。

●高橋 真議員 通告書に基づきまして一般質問を始めてまいります。質問事項の1、昼食時間帯における熱回収施設へのごみ搬入についてお尋ねいたします。質問要旨(1)昼食時間帯における熱回収施設へのごみ搬入の現状について教えてください。

続けて(2)昼食時間帯における熱回収施設へのごみ搬入の時間拡大の必要性について当組合ではどのように認識しているか教えてください。

●普久原朝健議長 当局の答弁をお願いします。大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 高橋議員からの質問内容、昼食時間帯における熱回収施設へのごみ搬入についての現状でございます。現在、倉浜衛生施設組合の昼食時間帯における熱回収施設へのごみ搬入は行っておりません。また、その時間拡大の必要性についてでございますが、現在、昼食時間帯における熱回収施設へのごみ搬入につきましては、年5回に渡る構成市町事務担当者会議で協議をしている最中でございます。なお、協議につきましては、昨年の2月9日、3月9日、5月11日、9月4日、10月26日と5回の協議を行い、現在引き続き協議を行っているところでございます。以上でございます。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 今、ご答弁にあったとおりでであると思うんですけど、まず、昼食時間帯の搬入をしていない状況であるというふうなのが現状だと思います。ところが、平成24年の2月頃です。沖縄市側より家庭ごみの円滑な収集運搬協力要請が当組合に出されているかというふうに伺うんですけどね。平成24年度中に実現に向けて取り組んでいただきたいというような内容であったというふうに受けたわけです。これは沖縄市議会のほうでも良く質疑や質問で良く上がっているんですが、家庭ごみ収集にやはり時間がかかり、午後の遅い時間帯までごみが置かれている状態がいわゆる街中散見され、また門前収集が基本となっていますので、そういった対応化もあるかと思います。衛生面や街の美観を損なうことなど問題視するようなことが議会にも良く質疑や質問等で上がっている状況なんです。市民ニーズといいますか。勿論構成市町の市民、町民のニーズに応える対応していく、収集から運搬までの一連の業務の中において状況に応じた柔軟な対応が求められているという本員は理解しているんですけど、その中の当組合の回答文書の中で実証実験を行う

ことで検討していきたいというような内容が回答されていると思います。この5回の協議を今されていたということではありますが、その実証実験の成果を教えてくださいというふうに思います。また、この昼食時間にごみの搬入を受け入れするこの業務内容は具体的に何か技術が必要でハードルが高い業務なのか。この業務内容についてもお尋ねしたいと思います。

●普久原朝健議長 当局の答弁をお願いします。大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 高橋議員からのご質問内容で沖縄市からの本組合に対する要請文書の件でございます。確かに平成24年2月24日付けで本組合が同年3月2日に收受されている文書がございます。その内容につきましては、ご質問でご説明があった市民ニーズに基づきこれら昼食時間の搬入の受け入れを要請したいということでの文書でございます。これを受けまして本組合のほうから同年3月21日付けで沖縄市に対しまして同回答が行われております。この内容につきましても、ご質問の内容にございましたとおり実証実験を行うことにつきましては、平成24年度中からの対応も十分に可能なものと考えているところでございます。という回答文が出てございます。その回答文の終わりがそれではなくて、これら実証実験を行うことにつきまして、特定のごみの種類の選定また実施時期、かかる費用等に引き続き構成市町と協議を進めてまいりたいということでの回答も入ってございます。以上でございます。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 お話を伺うと今事務方でもしっかりと協議をしていることでありました。東門管理者。沖縄市側からの要請でございます。しっかりとやはり、何が市民ニーズに構成市町のニーズも勿論含まれていますね。やはりこういう声が上がっているわけですから、今事務方では鋭意調整をされているというような答弁でありました。市長として今横にも副管理者お二人います。しっかり話し合いを持って取り組んでいただけるか思いを聞かせてください。

●普久原朝健議長 東門管理者。

●東門美津子管理者 高橋議員にお答えいたします。実はその件につきましては、これまでも何度か議題にはなっていますが、事務局長のほうからも答弁がありましたように、現在事務担当レベルでの話し合いがまだしっかりと協議が整わないということもありまして、今日の日を迎えている状況でございます。議員ご指摘のように今後事務担当レベルもしっかりと話し合いをしていただきながら、私どもまた副管理者、管理者一緒に、どういう形でそれをやっていけるか、まあ沖縄市の議会でもいろいろそういうことがありましたので、沖縄市、宜野湾市、北谷町のお話もしっかり伺いながら努めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 続きまして、質問事項2に移ります。南部地域3団体（糸豊組合、島尻清掃組合、東部清掃組合）に対する対応についてであります。質問要旨（1）具体的な現状についてお伺いいたします。①焼却残渣の搬出状況について、ア、搬出してから現在の推移状況と当組合の最終処分場に占める埋め立て割合について教えてくださいと思います。これは搬入されている3組合の焼却残渣がありますね、その残渣の割合今埋め立てられている処分場が100パーセントとした場合ですよ、どれぐらいの割合がこの3組合

から受け入れて今残っているのかパーセンテージで結構です。大まかで結構ですからご答弁いただきたいなと思います。イ. 搬出完了は具体的に何年度になる予定なのか教えてください。糸豊組合さんと島尻組合さん。そしてウ. 最終処分場建設について協定で謳われているのか教えていただきたいと思います。しっかりと当組合としてこの南部3組合には最終処分場をしっかりと建設していただくようなそういう意思表示がしっかりとされているかとお尋ねしています。エ. 今後の方向性についてよろしく願いいたします。

●普久原朝健議長 大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 高橋議員からの南部3団体（糸豊組合、島尻清掃組合、東部清掃組合）に対する対応についてのご質問でございます。まず質問要旨のアでございますが、搬出してから現在の最終処分場に占める埋め立て割合でございます。平成25年2月末現在でございますが、倉浜衛生施設組合最終処分場における総埋め立て量が20万4,166.59トンでございます。これに対するまず糸豊清掃施設組合の割合が4.3パーセントでございます。次に島尻清掃施設組合の割合が1.0パーセントでございます。同じく東部清掃施設組合からの搬入総量に対する割合は19.49パーセントでございます。

次にイの搬出完了は何年度になる予定かということでございます。現在、糸豊清掃施設組合のほうが平成29年度中にその搬出を完了するという事で当初の予定の計画のとおり順調に搬出が行われております。また、島尻清掃施設組合につきましては、平成26年度中に完了するものとして計画されておりました、これもまた順調に搬出のほうが進んでございます。

次にウの最終処分場建設にかかることにつきまして協定に謳われているかというご質問でございます。同伴につきましては、糸満市、豊見城市清掃施設組合及び島尻清掃施設組合の両組合につきましては、平成19年4月25日に締結いたしました焼却残渣等一時保管に関する協定書におきまして、南部広域での最終処分場が完成した場合は一時保管した焼却残渣等を南部広域の最終処分場に搬出することとなっております。しかしながら平成23年3月29日に同締結分の変更協定書が交わされております。変更内容につきましては、南部広域の最終処分場が完成した場合は一時保管した焼却残渣等を南部広域の最終処分場に搬出するという協定内容が平成23年度より倉浜の最終処分場から搬出するという趣旨の内容に変更されてございます。また、質問要旨エの今後の方向性でございます。今後の方向性につきましては、糸満市、豊見城市清掃施設組合及び島尻清掃施設組合の両団体につきましては、当初の搬出計画に基づき、搬出されておりますので、これにより搬出されるものとして推移を見守りたいと考えてございます。また、東部清掃施設組合の搬入につきましては、平成25年度におきましては、行政間支援を延長して状況を見てまいります。しかしながら平成26年度以降につきましては、これまで行われてきておりました行政間支援としての延長を行う予定はございません。以上でございます。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 答弁ありがとうございました。今現在の最終処分場にかかる3組合から受け入れている残渣の割合というのが約25パーセントと認識したいと思います。その中で糸豊さんと島尻さんはどんどん今搬出をされているわけなんですけど、これが現在、当組合が持っている最終処分場の残余率がまだまだ余裕があるからといっても、また、新炉が稼働していますし、思った以上に焼却残渣が少なくなってきた、その最終処分場の埋立

をするペースが遅くなったということがあったとしても、この受け入れている残渣に対する認識はこれぐらいだから良いとか少ないという認識は持つてはいけないと本員は思っています。これはやっぱり理由としては、やはり2市1町の構成市町の市民町民の税金でやはり最終処分場が出来た経緯というのがあると思いますので、これはいってみれば構成市町の共同の財産だと思えるんですよ。そういったところを間借りしている状況ですよ。お金を払って、しかしながらこういう最終処分場というのはいつか埋まるんですよ。そうですね、いつか埋まって使えなくなって閉鎖する時間帯が来る。そういう時にいわゆる公正公平、相当なのかという視点を持った時には、いつまでもその南部地域の3組合の残渣をずっと受け入れていくことを了とすることはやはり慎重に考えなければいけない部分だと本員は思っています。そこで本員は最終処分場建設、南部の広域ですね、最終処分場を造ってしっかりと広域で処理していただくよう働きかけをしていく必要があると思ったわけで協定などに謳われているかどうか質問をさせていただきましたが、しっかり行政間支援は勿論当然困ったときはお互い様ですからお互いにやるとこれはその路線をしっかりとやって来た上で、でも当然では困るわけです。あくまでも臨時的な措置であって、だからしっかりとスピード感と責任感を持って南部地域にもきちんとした最終処分場を整備いただければ困る状況があるわけですね。ということは逆に当組合からもしっかりとした意思表示をもっと強い働きかけをしていくことが逆に優しさになるのかなということになるわけです。最後に東門管理者にお聞きしたい部分なんですけど、きちんとこの協定を先ほど追加資料で協定とか運営委員会会議の結果とかを見ているんですけど、まだ回答は出してない状況にあるのかなと行政が東部清掃さんが平成25年度も焼却残渣等を受け入れて欲しいということを要請していると思いますが、当組合としてはまだ回答は出してない状況の中で是非管理者の思いとか見解をお伺いしたいんですけど、しっかりと南部地域でも最終処分場を整備していつまでも行政間支援はしていきますけど、でもしていつても焼却残渣をいつまでも受け入れることはないということはしっかりと表現は変えてでも意思表示はしたほうが本員は逆にいいと思うんです。ですからしっかりとした整備を働きかけるような意思表示をしていただけるかどうか最後にお聞かせください。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午後12時06分）

再開いたします。（午後12時06分）

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 管理者のほうに答弁求めているところでございますが、その前にちょっと事務的なことだけご説明を申し上げますとご質問の内容等に現在、再要請という形で資料にも載っていますように東部清掃施設組合のほうから受け入れ要請を平成25年度の引き続き受け入れの願いが出てございます。これに関しましては、今日現在、東部清掃施設組合に対する回答はまだ行われておりません。本議会の予算を含めた審議の状況を踏まえて準備をさせていただくことと相成っております。以上でございます。

●普久原朝健議長 東門管理者。

●東門美津子管理者 高橋議員にお答えいたします。今度の要請文書に対しての回答の中でしっかりと意思表示をして欲しいというご呈示でございますが、事務局長のほうからも答弁がありましたように、やはり議員のご指摘も大事なことだと思います。議会のご意見

もしっかり踏まえてということがありましたので、そのように私共としましてもそういうふうに対応していきたいと思えます。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 質問事項3. 地元還元施設の建設についてであります。大変申し訳ございません。①、②は割愛します。③だけお尋ねしたいと思えます。新たな基金の創設について必要ではないかと本員は一応考えているんですけど、現在、質問要旨①の中でもこれは少し誤解がありまして、地域還元対応基金というものが地元還元施設の基金だと思っていたわけです。ところが過去の議事録を紐解いてみると全く違うものであると地域の環境整備をする基金だということでもあります。そういう中で地元還元施設というのが先ほど予算の中でも審議の中でも少し質疑をさせていただきましたが、やはりこれは新炉建設と新炉を建設するとき当初の計画というのは、新炉建設と地元還元施設とセットであったと本員は認識しております。それを終わって初めて新炉建設が完了したというふうを考えるわけなんです。ところが今現在は、地元還元施設についてはまだ具体的な形も見えてこない部分がある。更にどういった部分が勿論見えないということがあるんでしょうけれども、その財政の支出の部分について本員は懸念するわけですね、今年度の平成24年度の倉浜議会議員と事務職2名と、管理者と副管理者2名の方達のご配慮で補正を組んでいただいて、我々も議会と当組合と一緒に地元の還元施設に対する認識を深めようと県外視察に行っていました。その中でこの当組合に合致するような地元還元施設の先進地事例というのはこれがストライクだという部分が見えづらい状況もあると認識出来ました。ただその中で、といってもこれがいつまでもズルズルと引きずることは、いけないことだと思うんですね。行政指導でしっかりとした形を作っていくということが新炉建設時のお約束ではなかったかという部分があります。ですから地域の合意が取れていないとか、また、議会のものとかそういった部分ではなくてあくまでも造っていくという部分の姿勢として、しっかりと見せていただきたいと思うのが本員の視点なんです。その中でやはり財政の支出ということになった時にこの一部事務組合といいますか構成自治体、構成市町も含めて、財政状況が余裕のあるような自治体は私は殆どないというふうに思っています。その中で、こういう地元還元施設を造るとなった時に急な財政支出が構成市町で出来るかどうか心配でありました。その中で新炉を建設した時に、清算金として各構成市町に返還をしましたが、あれはすべきではなかったかと思っているわけです。急な財政支出を求められて当初予算で計上するのが本員は難しいと思ひまして、むしろその新炉建設の清算金を基金として組み込んで、そして積み立てると。また、こういう形でやっていくという取り組みをすべきだったのではないかなということも視点として持っています。そこでお尋ねしたいと思うんですけども、新たな基金の創設について必要ではないか。当組合の見解をお伺いします。

●普久原朝健議長 大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 地元還元施設の建設につきまして、同基金の創設についての考え方でございます。まず同基金の対応財源につきましては、先ほど還元施設検討委員会のお話の中でも若干答弁させていただきましたように、今後、おおむね三つぐらいの具体案、具体的な事業案を提案を示しまして、議会また地元の皆さんとも意見交換をしていかなければいけないだろうということ考えておひまして、還元施設検討委員会のほうでもおおむ

ね三つ程度の事業案を絞っていただきたいということで、現在進んでいるところでございます。私ども事務局と致しましてはやはり構成市町3団体に対してそれら負担金の基となる事業費の内容につきましては、これら三案程度の事業案が固まった段階です、上限額の範囲内についても調整してまいりたいということで考えておまして、現在具体的な基金の創設については特に考えてはおりません。以上でございます。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 東門管理者。今、当組合としてはそういう基金を造る段階でもないしそういうものが見えない中では、まだ、造るという考え方も見きれないわけです。これを管理者のリーダーシップだと思うわけです。最終的には、還元施設を造る時にそれ相応の財政支出が想定されます。その時には、しっかりと今お隣にいる宜野湾市長の佐喜眞副管理者、北谷町長の野国副管理者もしっかりとまとめてお互い協議をしてしっかりとそれを造って財政支出の部分は大丈夫と、しっかりと協議をしてやっていくとか決意を聞かせてください。

●普久原朝健議長 東門管理者。

●東門美津子管理者 高橋議員にお答えいたします。議員がおっしゃるようにこの新炉建設の時に本当に地元の皆さんと何度も時間をかけてお話し合いをしてる中で新炉の建設と地元還元施設というのは一体であるということはもう副管理者、我々、佐喜眞副管理者は最近ですけれども、ずっと宜野湾市も一緒になって協議をしてきたわけです。それにつきましては、当然に地元の皆さんのために地元還元施設というのは、ある意味教育の場としても環境教育の場としてもいろんな意味で造っていこうよという話はしてきておりますので、それは当然しっかりと協議をし、具体案が出て来れば、それに対しての財政の措置はしていきたいと。それには間違いありません。ここでしっかりとご答弁させていただきます。

●普久原朝健議長 以上で5番議員高橋 真議員の一般質問を終わります。

次、2番議員 仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。管理者の今のお言葉でも確かにしっかりと施設は造っていただけるものだというふうに感じました。大変ありがとうございました。それでは同じような形ですけれども、地域還元施設についての質問をさせていただきたいんですけれども、①から⑥までの①の進捗状況現在どういう形で話し合われているのか。まず、確認させていただきたいと思います。②番目の今後の進め方は、今後の進め方というのは、地域といっても北谷町、宜野湾市、沖縄市も含めての地域ということですが、そういう説明は各2市1町どのように進めていかれるのか、④の具体策の意見交換、これがどういう形の施設になるのかというのももう少ししっかりと話し合う必要がないのかどうかですね、この辺あるのかどうか。⑤番、現在地の活用か、他も考えていくのかというのは、当然、敷地が必要でありまして、この現在の敷地だとどうなのか。それと⑦番とも関連するんですけれども、⑦番の現状では危険性が高く、方向転換の可能性は。ということなんですけれども、これは造る時点からいわゆる嘉手納飛行場からの離発着の直下にあるものだから職員も大変だよ。落ち着いて仕事ができるのかなということですからずっと議論した部分もあって、それにこの施設の中に市民、町民が使う施設を造るというのはどうなのかなというのがあるものですから、その辺を含めて、ここ

か他も考えていく計画もあるのか、計画というのか話はしっかりやっていくのか。⑥番目の費用対効果というのは、計画が決まらなると費用対効果はないわけですから、これは割愛させていただきたいと思います。まず、④番目の先ほど申し上げたような形も含めてどうお考えなのか。一括して良い答弁をいただければ、1回で終わりますので、よろしくお願い致します。

●普久原朝健議長 大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 それでは仲宗根弘議員の一般質問で先ほどに引き続きまして、地域還元施設についてということでございます。質問要旨が7つございまして、6番目の要旨を除く順をおって答弁させていただきます。まず、地元還元施設につきましては、平成24年度に地元還元施設検討委員会を制定し、これまで平成24年度において3回の開催が行われております。また、地元還元施設検討委員会におきましては、先進事例であります那覇市、南風原の還元施設の視察並びに倉浜衛生施設組合議会の県外施設視察が行われておりますが、それが視察の資料提供行って審議を進めてまいりました。また審議内容としたしましては、新炉稼働後の電気供給量にあった施設の規模もしくはその箱物だけにとどまることなくソフト面でのソフト事業の展開も検討していくべきではないかということであるような議論が行われているところでございます。また、今後の進め方になろうかと思っておりますけれども、地元還元施設につきましては、先程来ご答弁申し上げておりますとおりで、検討委員会のほうでは、3案程度を具体性のある案を出していただいて、地元もしくは議会の皆様にこれらを審議いただけるあるいは意見交換いただける内容として進めてまいり予定でございます。また、地域への説明につきましても、やはりこれら具体案がまとまった段階で速やかに地域への説明会を行ってまいりたいと考えてございます。次に地元還元施設の建設場所でございます。本組合の南側入り口の右手に現在新還元施設の建設予定地として予定してございまして、これにつきましては、平成19年7月12日の第2回ごみ処理施設建設推進委員会において決定されているところでございます。また、現在の地元還元施設の建設予定地につきましては、ごみ発電による電気の有効活用が最も大きなメリットとして考えられておりまして、現時点ではその他地域についての建設は特に検証は行われておりません。以上でございます。

●普久原朝健議長 仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 ありがとうございます。もう少し確認させていただきたいと思います。建設予定地はもう駐車場前入り口ということで、非常に気になるところがやはりどうしても嘉手納飛行場からの離発着直下という非常に気になる場所なんです。だからそこら辺は慎重にもう少し考えられなかったのかなという思いはあるんですけども、まさに建設当時は職員にも本当に申し訳ないというような管理でいろんな話の中にも出てきた状況もあったものですから、それと先進地を見に行かせていただいた時には、いわゆる新炉から半径2キロ以内の距離であれば、そういう温水にしる何にしる可能だというような施設を見せられたんですけども、現在地だとわずかの100か200メートルぐらいしか離れてない現状があるものですから、沖縄市の場合にはいわゆる少し時間はかかってもこれまでの旧炉あたり利用というのはどうかなという。まあ2キロ範囲内であれば1番良いという感じが良いような感じがあったものですから、どうしてもここら辺が気になる場所です。是非、これ管理者にもお願いしておきたいですけれども、こういう状況でございま

す。やむを得ないですよという部分もしっかり地域への説明はしておいていただきたい。特にデリケートな部分とハードな部分交差する問題を抱えている物ですから、是非その辺はしっかり頑張っていたきたいというふうに思います。ありがとうございました。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午後12時24分）

再開いたします。（午後12時24分）

これで仲宗根 弘議員の一般質問を終わります。次、10番議員 呉屋 等議員。

●普久原朝健議長 呉屋 等議員の一般質問を行います。呉屋 等議員。

●呉屋 等議員 10番議員、呉屋 等でございます。通告書に従いまして、一般質問の方を始めさせていただきます。

質問事項1.（仮称）倉浜衛生施設組合ごみ処理場解体工事についてお伺いします。質問の要旨、①運営委員会についてお伺いします。ア.構成メンバー、目的。イ.回数についてです。②現在の旧ごみ処理施設の状況について。③解体工事中に発生する有害物質は、どのようなものがあるか。先ほど新年度予算の中の答弁でございました、ダイオキシンだとかPCBだとか、そういった、どのような有害物質があるのかということについてお伺いいたします。④県内でこれまでに同等施設の解体作業があったのかどうか。⑤入札に関しましては、JV方式で、県内業者を工事に参加できるか。⑥環境調査は、空気中以外に土中調査は行わないのか。いただきました工程表の中に、環境調査といたしまして、設備解体中及び完了後（空気中）、ということで記載されておりますので、そのほかの土壌調査などは行わないのか。以上についてご質問をいたします。

●普久原朝健議長 大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 呉屋議員からの一般質問でございます。ごみ処理施設解体工事について、順にご答弁申し上げます。まず、運営委員会の構成メンバー、目的でございますが、構成メンバーにつきましては運営委員会設置要綱第3条におきまして、沖縄市は副市長、市民部長。宜野湾市が副市長、市民経済部長。北谷町におきましては副町長、住民福祉部長。本組合からは事務局長の、計7名で構成されております。目的につきましては設置要綱第1条で、「倉浜衛生施設組合の事務のうち、重要な事項について審議し、組合と構成市町の調整を行うことにより、組合の業務の円滑及び効率的運営を図るため」となっております。

同運営委員会によりましてごみ処理施設解体工事についての審議の回数でございますが、3回行われておりまして、まず、第1回目に平成23年2月4日、2回目に平成24年1月26日、3回目に平成25年3月9日の、3回の実施でございます。

次に、現在の旧ごみ処理施設の状況でございます。現在旧ごみ処理施設につきましては、新炉の稼働に伴いまして、ごみ処理施設としては稼働停止しておりまして、ストーカ炉（旧炉）及び工場棟については閉鎖されております。

次に、旧炉の解体工事中に発生する有害物質についてどのようなものがあるかというご質問でございますが、焼却炉内のダイオキシン類、重金属類、また電気の変圧器に含まれるPCB等の含有が想定されておりまして、本年度のごみ処理施設解体工事設計等業務委託にて調査が行われまして、対象物質の撤去・処理につきましては、解体工事費として計上してございます。なお、ご質疑にございましたようにダイオキシン類等の処理につきまし

ては、関係法令等に沿って処理が行われる予定でございます。

次に、県内でこれまで同等の施設の解体作業があったかというご質問でございますが、最近では平成20年12月に那覇市が発注いたしました、日量300トンの炉のごみ焼却施設として、解体工事ございました。また、平成19年度から平成23年度にかけて、お隣の中部北環境施設組合（うるま市）でございますが、3箇所の具志川工場、東西工場、与勝工場の解体撤去ございました。

次に、入札でJV方式で県内業者を工事に参加できるかというご質問でございます。解体工事の発注につきましては、事務局といたしましてはその特殊性に鑑みて、県内業者において、先程来お話のございますダイオキシン類等の撤去も含めて、県内の建築業者において工事が可能かどうか、他の事例も含めまして、現在確認を行っているところでございます。

次に解体工事に伴う環境調査の内容中、空気中以外に土中調査の件でございます。解体工事に伴います環境調査につきましては、解体工事前あるいは解体工事中、また解体工事完了後における、付着物・堆積物・大気・土壌等のダイオキシン類や一部重金属類等の調査を行う予定でございます。環境調査に係る土中調査、いわゆる土壌調査につきましては、具体的な方針・指針等がないことから、環境省の「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」を参考にいたしまして、敷地内4箇所において調査を行う予定でございます。以上でございます。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 今回、解体工事を取り上げましたのは、有害な物質がどの程度あって、それがどのような影響をおよぼすのかということ、ご質問させていただいていますが、解体工事中に発生するダイオキシン類やPCBに関することございまして、④の中の質問というのは、県内のこれまでの同等施設の解体作業についてお聞きしましたが、平成20年12月が那覇市、平成19年から平成23年にかけては中部北環境ということで、県内にもこういった事例はあるというお話ですが、では、先にそういった事例がある分野に対して、どのような点を本組合は事前に学ぶべき点があるのか、そういったことも調査をされておりますか。

●普久原朝健議長 答弁を求めます。大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 ④に関連してご質問でございますが、現在、先ほど私が答弁を申し上げましたとおり、県内業者、これらのダイオキシン類等の除去作業を含めた作業が可能かどうか。特に県外業者がそれに対応するかどうかということに対しては、調査するまでもないと思うところでございますが、県内業者、構成市町含めて、県内業者においてこれらに対応できるかということに対して、やはり最も着眼としまして調査を行っているところでございます。以上でございます。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 県内業者が可能かどうかということもそうなのですが、実際に解体されたときに、どういった点に気をつけなければいけないとか、本組合はどういったところを、特に対応をしなければならないとか、そういったところを、まだ調査していないのであればそれでも結構ですが、逆に言うと解体工事をする前に、特に有害物質に関しては、どういった点をポイントに置かないといけないとか、そこをしっかりと調査すべきではないの

かということの質問でございます。これからということであっても結構ですので、その点を確認の意味で質問したいと思います。

●普久原朝健議長 大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 大変失礼しました。特に焼却炉内のダイオキシン類等の撤去につきましては、「ダイオキシン類対策特別措置法」または「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、またPCBにつきましては「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」ということで、関係法令を参考にいたしまして対策を行っていく予定でございます。また、アスベスト等についても、対策に対する基本的な考え方でございますが、アスベストにつきましては、床材のPタイルやソフト幅木など、一部アスベストの含有が想定されておりますが、飛散性のアスベストにつきましては、平成17年度において倉浜衛生施設組合ごみ処理施設し尿処理施設アスベスト調査分析業務を行いまして、その調査を行った結果、解体工事の対象となっております第2工場につきましては、飛散性のアスベストの含有が認められるということで、平成18年度に撤去工事が行われているところであります。以上でございます。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 具体的に、那覇市や中部北環境の方で、解体工事がなされた。そして処理に対しては法令によって、適切に処理されるということでしたが、解体工事が終わった後に、施設に対しては法令によって処理されるということで、先ほど答弁がございましたが、どのように処理をされたのでしょうか。それについてご答弁をお願いします。

●普久原朝健議長 答弁調整のため、休憩いたします。

休憩いたします。（午後12時37分）

再開いたします。（午後12時38分）

新垣業務第一課長。

●新垣 学業務第一課長 呉屋議員のご質問ですが、過去2件程度、沖縄県内ではごみ処理場が解体撤去されております。これについては、当然厚生省の指針に基づいたマニュアルがあります。特に焼却炉の炉内の飛灰などの焼却灰が若干残っておりますので、それに含まれるアスベスト等は少々ですが、大部分は重金属、それからダイオキシン類が含まれます。その処理については、処理解体事業者が、その処理資格を持っていまして、その処理資格に基づいて、ダイオキシン類や重金属類が含まれると思われる範囲のものについては、その県外の北九州等に持っていくとか、ないしは県内で処理できる重金属は県内、ダイオキシン類とかについては県外に持っていっております。その処理についての、そのルートで通る県の知事等の了解を経て、運んでまいります。それからきちんと処理されたという証明書をもって、マニフェストと申しますけれども、マニフェストをもって、きちんと安全で安定的に処理されましたという報告があります。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 こういった有害物質の処理をどのようにやっていくのかということが、一番関心があることですので、人体への影響、そして自然への影響を考慮しながら、十分にしっかりと対策をしながら、対応してきたことを良しとして、一般質問を終わります。

●普久原朝健議長 以上で呉屋 等議員の一般質問を終わります。

これをもちまして日程第8 一般質問を終了いたします。

休憩いたします。（午後12時40分）

再開いたします。（午後12時40分）

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●普久原朝健議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、平成24年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれをもちまして閉会とさせていただきます。どうもお疲れ様でした。

閉 会 （午後12時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 3 月 29 日

議

長

普久原朝健

会議録署名議員

仲宗根 誠

会議録署名議員

吳屋 等